

お知らせ

1. 標準身長、標準偏差、肥満度

平成12年度乳幼児身体発育調査報告書（厚生労働省）および平成12年度学校保健統計調査報告書（文部科学省）が発表されましたので、それをもとに標準身長表を作成しました。また、同様に標準体重表を作成し、これらのデータを用いて、肥満度の表を作成しました。（この表をご必要な方は、ご連絡下さい。）

平成14年4月1日よりの適応判定事業においては、これらの新しい標準値を用いて判定いたします。

2. 補正式

GH頂値の補正式を、平成14年4月1日より以下の式によって行います。

Y：成長科学協会での補正值 X：キットでの測定値

栄研IRMA（AbピーズHGH栄研）	$Y=0.97X+0.02$
第一IRMA（GHキット第一）	$Y=0.65X-0.13$
東ソーIEMA（Eテスト[TOSOH] II [HGH]）	$Y=1.20X+0.07$
日立化成CL（ヒタザイムCL）	$Y=1.11X+0.32$
日本DPC・CL（イムライズhGH）	$Y=1.20X-0.05$
住友バイオメディカルCL（アレグロライトHGH）	$Y=1.12X+0.40$

3. Prader-Willi症候群のGH適応判定

ファルマシア社のジェノトロピンに、Prader-Willi症候群の低身長に対する適応が1月17日付けで追加になりました。Prader-Willi症候群のGH治療においては、糖尿病の発症などが危惧されるため、「食事療法、運動療法を行った上で適応を考慮すること」という重要な基本的注意が能書に記載されています。成長科学協会では、これらの注意事項を盛り込んだ形で適応判定基準を作成し、平成14年4月1日より、適応判定事業を開始いたします。なお、Prader-Willi症候群適応判定委員は、以下の通りです。

Prader-Willi症候群専門委員会

委員長 藤枝憲二 委員 斉藤伸治、立花克彦、永井敏郎、楢原幸二

4. Prader-Willi症候群の適応に関しては、能書に「染色体検査によりプラダー・ウィリー症候群と確定診断されたもの」という適応基準が決められております。しかし、現在保険適応の認められている染色体検査（高精度染色体検査、FISH法）では、約75%の患者さんしか診断されず、残りの約25%はDNAメチレーションテスト（保険適応されていない）で診断する必要があります。成長科学協会では、申請する患者さんが臨床的にPrader-Willi症候群と診断され、FISH法では診断されなかった場合、DNAメチレーションテストの費用を助成いたします。適応判定依頼書とともに（診断の欄は空欄でよい）、「DNAメチレーションテスト希望」という手紙を添付して申請していただければ、SRLから連絡が行きますので検体を出してください。結果が送られてきた後に、適応判定いたします。

平成14年2月

成長科学協会